

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係
不利益処分名	強制診断等を拒否した場合の給付制限
根 拠 法 令	国民健康保険法
根 拠 条 項	第63条
連 絡 先	(電話 621 - 5159 )
処 分 基 準	<p>保険給付の制限</p> <p>第63条 保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第66条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)